

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動機構機能検査において、手動連続挿入時間に判定基準値外れ（1ユニット：42-47）が認められたため、駆動時間を調整後、再検査	D	
2	2号機	主蒸気及び給復水温度記録計の点検時、サーボユニットの内部部品（メカニカルストップ）にひび割れが認められたため、サーボユニットを交換	C	
3	2号機	タービン主蒸気止め弁リミットスイッチの調整作業時、スイッチロッドとタービン主蒸気止め弁グランドリークホルダ配管に干渉（接触）が認められたため、当該配管ルートを変更	C	
4	3号機	中央制御室オペレータ機において、引き出しにガタツキ等が認められたため、当該機を点検・修理	対象外	
5	4号機	計装用空気系空気圧縮機（A）の点検時、シリンダカバーの弁座に指示模様（ブローホール）が認められたため、当該弁座を補修	D	
6	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）吐出圧力計用計装配管ドレン弁において、操作ハンドル押さえ用ナット外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
7	4号機	主発電機炭酸ガスパージ用圧縮空気供給元弁において、操作ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
8	5号機	気体廃棄物処理系機能検査時、検査要領書添付の検査成績書において、検査記録欄の計器番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	6号機	スイッチギア（配電盤）室空調系冷水ポンプ（A）ドレン弁の点検時、弁体に不良（当たり不良・落込み）が認められたため、当該弁を交換	D	
10	6号機	スイッチギア（配電盤）室空調系冷水ポンプ（A）ペント弁の点検時、弁体に不良（当たり不良・落込み）が認められたため、当該弁を交換	D	
11	6号機	スイッチギア（配電盤）室空調系冷水ポンプ（A）吸込ストレーナの点検時、内部部品（メッシュ）に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
12	6号機	スイッチギア（配電盤）室空調機（AH6-10A）凝縮水ドレン弁の点検時、弁体及び弁座シート面に指示模様（ブローホール）が認められたため、当該弁を交換	D	
13	6号機	スイッチギア（配電盤）室空調機（AH6-10A）水冷用コイルペント弁（U41-964）の点検時、弁座シート面に指示模様（ブローホール）が認められたため、当該弁を交換	D	
14	6号機	スイッチギア（配電盤）室空調機（AH6-10A）水冷用コイルペント弁（U41-965）の点検時、弁座シート面に指示模様（ブローホール）が認められたため、当該弁を交換	D	
15	6号機	監視用モニタ（全チャンネル）において、映像不良が認められたため、当該モニタの伝送回路を点検・修理	D	
16	集中環境施設	海水冷却系スクリーン洗浄水ポンプ（A）の点検時、出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	集中環境施設	海水冷却系海水ストレーナ（A）のブロー操作時、ブロー配管出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系造粒機（B）において、連絡シュートヒータの性能低下が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで